

## ◆ 1 か月の利用者負担の上限

利用者負担段階区分	利用者負担上限額 (世帯)
・ 課税所得 690 万円以上の第 1 号被保険者（本人を含む）がいる世帯	140,100 円
・ 課税所得 380 万円以上 690 万円未満の第 1 号被保険者（本人を含む）がいる世帯	93,000 円
・ 上記以外の住民税課税世帯	44,400 円
・ 住民税非課税世帯	24,600 円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合計所得金額※1 と課税年金収入額の合計から課税年金に係る雑所得を控除した額が 80 万円以下の人</li> <li>・ 老齢福祉年金の受給者</li> </ul>	15,000 円（個人） ※2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活保護の受給者</li> <li>・ 利用者負担を 15,000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合</li> </ul>	15,000 円（個人） 15,000 円

※1 土地や建物を売ったときの長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額があるときは、合計所得金額から当該特別控除額を控除します。

※2 住民税非課税世帯の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。